

労働局長殿

雇用調整助成金に係る申請関係書類の代替について

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の申請等に必要な以下の添付書類について、以下の理由により、現時点での提出が困難な状況であるため、当分の間、疎明により代替させていただき、提出が可能となった時点で提出することを誓約します。

（疎明により代替する添付書類）

労使協定書

企業の業務内容、資本金を確認する資料

常時雇用する労働者の数を確認する資料

賃金締切期間、所定労働日が確認できる資料

生産量等の減少が確認できる資料

過去3か月間の賃金台帳

（提出が困難な理由）

事業主名